

(別紙)

(令和3年度定期監査)の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
保健福祉部	障がい福 祉課	R-3	指摘事項	聴覚障がい者生活訓練事業委託において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。 (1) 見積書の記載内容に誤りがあるもの (2) 契約書に規定がない前金払い及び精算戻入を行っているもの (3) 完了報告及び完了検査が行われていないもの	措置済	原因は、担当職員の書類作成時の見積書や契約書約定の確認不足と完了検査に対する認識不足によるものであり、盛岡市財務規則の理解不足が大きな要因となっているものと考えられる。 今回、完了検査等の必要性について指導を行ったところだが、今後は、契約時の必要書類の確認を担当職員のみではなく、正副担当職員による複数人で行うことを徹底し、再発防止に努めるとともに、課で盛岡市財務規則に基づく適正な契約事務に係る研修を行い、必要書類や契約約定の内容、完了報告や検査の意義について改めて課全体で確認していくこととした。 なお、令和4年度における同業務委託は令和4年4月に、適正な見積書及び前金払を定めた約定に基づき契約済である。

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
保健福祉 部	長寿社会 課	R-3	指摘事 項	老人保護措置費負担金の調定に当たり、対象外経費を含めて算定している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、収入申告書について複数人でのチェックを行わず、インフルエンザ予防接種の接種費用等を誤って医療費として計上したことによるものである。</p> <p>あらためて令和2年度以降の全件を精査したところ、誤って決定した負担金額よりも正当な負担金額が高い者が、令和2年度に2人、令和3年度に1人生じることとなった。</p> <p>令和2年度の2人については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について(平成18年1月24日老計発第0124001号)」に基づき、既に対象となる年度(令和2年度)が経過済みのため、追加徴収は行わない取り扱いとされていることから、追加徴収は生じないものであるが、令和3年度の1人については、同通知により、負担金額に変更が生じる事案については、誤認を発見した日の属する月の翌月初日である令和4年4月1日をもって負担金額の変更決定を行うこととされていることから、変更決定を行った。該当者には令和4年4月4日に謝罪のうえ、納付を依頼し、4月分については納付済みとなっている。</p> <p>負担金算定にあたっては、算定誤りを生じないよう、収入申告の審査を行う5月までに担当職員の事前研修を行い、共通の理解の下に審査を行うほか、複数いる正副担当職員間でクロスチェックを行うこととした。収入審査にあたっては、入所者の収入申告書の審査過程を記録する一覧表を作成し、審査を行った担当者名を記載するほか、疑義のある事項については、係長と正副担当職員により複数名で確認するとともに、税務署等に確認することとした。また、事務対応マニュアルに対象外経費を追記し、担当者間の事務引き継ぎ時に確認することで、再発防止に努める。</p>

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
保健福祉 部	長寿社会 課	R -3	指摘事 項	前金払いをした令和2年度元気はなまる筋力アップ教室 (仁王・上田、西厨川・桜城、盛南圏域)運營業務委託に おいて、完了検査が行われていない事例が見られたの で、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、前金払を行った委託について、完了検査の 実施を失念していたことによるものである。</p> <p>本契約については、毎月成果品が提出されることか ら、内容確認と併せて完了検査を実施することで、完 了検査漏れを防止することとする。</p> <p>また、チェックリストを新たに整備し、各段階での処理 状況を可視化し、進捗管理を行うこととした。併せて、3 月のサービスミーティングで、改めて完了検査に対する認 識を徹底した。</p> <p>今後は、委託契約について理解を深める課内研修を 7月に行い、再発防止に努める。</p>

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
保健所	企画総務課	R-3	指摘事項	飲料等自動販売機設置場所賃貸借契約に伴う電気使用料の請求に当たり、実費相当額の算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、担当職員及び決裁経由者の、電気料金請求内訳書の参照誤りによるものである。</p> <p>算定方法に誤りがあった電気使用料について、今後請求を行う予定である。また、適正な事務を執行するよう、事務担当者へ指導するとともに、課内研修で周知徹底した。</p> <p>今後は、主担当及び副担当で算定内容を確認するほか、決裁経由者の確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
保健所	企画総務課	R-3	指摘事項	公衆電話代金の収納に当たり、指定金融機関等への払込みが遅延している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、担当者が公衆電話代金の払込時期について誤って認識していたことによるものである。</p> <p>払込み期限については、盛岡市現金等取扱事務要領に基づき、会計管理者と協議の上、公衆電話で収納した日から45日以内を期限とすることで事務手続きの変更を行った。公衆電話代金の収納に当たり、指定金融機関等への払込みを行う時期を定め、適正な事務を執行するよう、事務担当者へ指導するとともに、課内研修で周知徹底した。</p> <p>今後は主担当及び副担当で毎月所定の日払込み及び確認を行い、再発防止に努める。</p>
保健所	健康増進課	R-3	指摘事項	令和2年度盛岡市骨粗鬆症予防検診業務委託契約に当たり、正当な専決者からの決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、「契約の締結事務を部長等の共通専決事項とする単価契約の指定」の確認不足及び専決規程の確認不足によるものである。</p> <p>令和3年12月14日付け3盛契号外財政部長通知「契約の締結事務を部長等の共通専決事項とする単価契約の指定に係る追加について」において、当該検診を追加指定した。また、サービスミーティング等の機会を捉えて課内での情報共有、注意喚起を行った。</p> <p>今後は、契約事務の適正な執行を徹底し、再発防止に努める。</p>

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
建設部	道路管理 課	R -3	指摘事 項	市道館向町34号線擁壁詳細設計等業務委託において、身分証明書の取扱いに不備がある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、受注者及び担当職員の特記仕様書の認識不足によるものである。準拠する岩手県の共通仕様書では、身分証明書は作業完了後発注者に返却することが明記されているが、返却確認が行われていなかった。後日、受注者に返却を求めたが、汚損や紛失により、身分証明書の一部が返却されないままとなったものである。</p> <p>今後の対策としては、課内で業務ごとに作成している「業務委託台帳」に身分証明申請書及び身分証明返納書の各欄を設け、台帳作成時の必須項目として課内全員に周知徹底した。</p> <p>また、台帳の管理にあたっては、台帳作成者(担当係長、係員)のほか、決裁時に課長以下、複数職員が確認する体制をつくり、再発防止に努める。</p>
建設部	道路管理 課	R -3	指摘事 項	行政財産の使用許可に当たり、使用料の算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、行政財産使用料条例に規定する、使用料の算定方法に係る認識不足によるものである。本来10か月分徴収すべきところを誤って1年間分徴収したものであり、相手方に令和3年12月に関係資料を送付し、還付手続きを進めている。また、使用料誤算定防止のための係内研修を行った。</p> <p>今後は、使用許可にあたり適正な使用料算定を徹底するとともに、担当係職員の複数チェックにより再発防止に努める。</p>
建設部	道路管理 課	R -3	指摘事 項	道路占用許可に当たり、道路占用料の算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、道路占用料徴収条例に規定する占用料の算定方法に係る認識不足によるものである。面積の小数点第3位を切り捨てなかったため、本来徴収すべき占用料より1円多く徴収したものであるが、令和4年4月に相手方から還付不要である旨申し出があったもの。また、占用料誤算定防止のための係内研修を行った。</p> <p>今後は、道路占用許可にあたり適正な占用料算定を徹底するとともに、担当係職員の複数チェックにより再発防止に努める。</p>

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
都市整備 部	公園みどり 課	R-3	指摘事 項	愛宕山記念公園外1箇所施設管理業務委託契約において、承諾を得ていない者に業務の一部を請け負わせている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、受注者及び担当職員の業務の下請けに対する認識不足によるものである。</p> <p>今後は、下請負承諾願を受領していなかった水質検査について、第三者に委任する場合は、受注者が予め下請負承諾願を発注者に提出するよう仕様書に明示するとともに、受注者に対して作業計画書に明記するよう求めることで、再発防止に努める。</p> <p>また、今回の指摘を受け、監査結果を課員に周知することで注意喚起を図った。</p>
都市整備 部	盛岡南整備 課	R-3	指摘事 項	都市計画道路岩手飯岡駅三本柳線道路改築その2工事及び都市計画道路岩手飯岡駅三本柳線道路改築その3工事請負契約に当たり、側溝単価の積算誤りにより過大な設計額に基づく入札・契約が行われ、契約を解除している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、令和2年9月の土木工事標準積算基準書の改定内容の確認不足により、1mあたりの側溝単価を入力するところ、誤って1個(2m)の単価を入力したことにより、2倍の単価にて積算したことによるものである。</p> <p>積算にあたっては、課内においてチェック体制を整えていたが、基準書の改定について見落とし、誤りを発見することができなかった。</p> <p>2件の工事については、受注者と協議のうえ、契約解除同意書を取り交わし、原契約の解除を行い準備に掛かった費用を清算した。その後、改めて、内容を精査した設計書により入札の手続きを進め、2件とも新しい受注者と契約を行った。</p> <p>誤りの判明後、課独自の土木工事標準積算基準書の改定内容のチェックシートを作成し、設計内容について段階的に確認を行っていることに併せて、積算システムに直接入力が必要な材料費等の単価について、内訳を確認する等の周知徹底や、設計者、精算者間でのチェック体制の再強化を図った。引き続き、再発防止に努める。</p>

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
農業委員 会事務局	農業委員 会事務局	R-3	指摘事 項	農地関係諸証明手数料の調定に当たり、証紙貼付高算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、証明書を交付する際に、複数の諸証明を一冊の受付簿へまとめて記載していたため、証明書別の件数の集計を誤ったものである。</p> <p>指摘を受け、諸証明の内容毎に受付簿の作成を行った。</p> <p>今後は、受付簿を分けることで、交付内容をより明確にするとともに、遅れることなく受付簿へ記載し、集計についても正副担当職員で確認し、再発防止に努める。</p>

- (備考)
- 1 措置状況欄は、「措置済」、「未措置」の区分により記入してください。
  - 2 措置に関する方法等が未定の場合であっても、措置の内容欄に、検討状況の具体的内容(現状、方向性、見通し、見解等)を記入してください。